

# 令和8年4月における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

提出対象の事業所についてはみだしの届出をつぎのとおり提出していただきます。

※ 基準該当障害福祉サービス事業所、移動支援事業所及び地域活動支援事業所は提出不要です。

## 1 提出期限

ウェルネットなごや新着情報を参照してください。

- ・サービス種類によって、提出期限が異なりますのでご注意ください。
- ・提出期限を過ぎますと、6月以降の適用になりますのでご注意ください。
- ・加算以外の変更届については、第4号様式を作成のうえ提出すること。

## 2 提出先

ウェルネットなごやに記載されている専用提出フォームからご提出ください。

## 3 提出書類

事業所ごとに、下表の該当する書類をご提出ください。

- ・様式は改正されているものがありますので、ウェルネットなごやの加算のページから最新の様式をダウンロードしてください。
- ・各様式に記載されている注釈をよくお読みの上、当該様式に記載されている添付書類もあわせて提出するようご注意ください。

なお、多機能型事業所、短期入所事業所(併設型、空床利用型、生活介護事業所と同一建物内の単独型)及び障害者支援施設(施設入所支援と日中活動系サービス)については、1枚の届出書(別紙2)とし、「体制等状況一覧表」以下の添付書類を該当サービス別に添付してください。

サービス種類	訪問系事業所で特定事業所加算を算定しない場合は提出不要	援訪居	療養介	生活介	短期入	包重	(自	(自	宿泊	就労	就労	(就	(就	就労	自立	包(	共(	支(	共(	施設	相談
		護問宅	介護	介護	入所	括度	機立	生立	泊型	就選	就移	A労	B労	定着	立生	括介	同生	援日	同生	入所	支
共通	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号又は様式第5号-2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ※適用する加算はすべてプルダウンによる選択を行うこと ※福祉・介護職員等処遇改善加算については記入不要	(その1)	(その2)	(その3)	(その4)	(その5)	(その7)	(その7)	(その7)	(その8)	(その9)	(その10)	(その11)	(その12)	(その12)	(その13)	(その13)	(その13)	(その6)	(その14)	
	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※令和8年4月の勤務予定で作成すること	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	(参考様式)	
	組織体制図(市作成例01) (1法人1事業所のみ運営の場合は省略可)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
令和7年度実績が必要な加算届	基本報酬の区分を算定するための資料(市様式N01,N02,N03.)									○(市様式N01)	○(市様式N02)	○(市様式N03)	○(市様式N04)							○(市様式N05)	
	特定事業所加算に関する届出書(別紙2)	○																			
	人員配置体制加算に関する届出書(療養介護)(別紙4)		○																		
	人員配置体制加算に関する届出書(生活介護)(別紙4)			○																	
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書(別紙6)			○				○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
	重度障害者支援加算に関する届出書(別紙8)																				○
	夜勤職員配置体制加算に関する届出書(別紙17)																				○
	夜間支援等体制加算(共同生活援助)に関する届出書(別紙29-2)																				○
	通勤者生活支援加算に関する届出書(別紙56)									○											○
	看護職員配置加算に関する届出書(別紙5)																				○
	地域移行支援体制強化加算に関する届出書(別紙27)									○											
	夜間支援等体制加算(宿泊型自立訓練)に関する届出書(別紙29-1)									○											
	移行準備支援体制加算に関する届出書(別紙52)										○										
	就労移行支援体制加算に関する届出書(別紙51)			○				○	○												
	重度者支援体制加算に関する届出書(別紙53)												○	○							
	賞金向上達成指導員・目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書(別紙31・別紙32)												○(別紙31)	○(別紙32)							
就労定着実績体制加算に関する届出書(別紙54)														○							
人員配置体制加算に関する届出書(共同生活援助)(別紙37)																				○	
目標工賃達成加算に関する届出書(別紙33)													○								
高次脳機能障害者支援体制加算に関する届出書(別紙7)										○											
その他	上記以外の加算別紙(新規で加算算定・変更する場合は提出が必要)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○・・・新規の算定又は変更する場合には必要。令和6年度から継続して算定しており、内容に変更がない場合は提出不要。

※・・・就労移行支援体制加算については、算定単位数に変更がない場合も必ず提出。